

建築基準法第43条第2項第1号の認定に係る基準

平塚市まちづくり政策部建築指導課

令和6年1月1日

1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定による認定（以下「認定」という。）に係る建築物（以下「計画建築物」という。）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合について基準を定め、本認定制度の適正な運用を図るものである。

2 用語の意義

この基準における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）の例による。

3 認定基準

(1) 敷地が、省令第10条の3第1項第1号に該当する道（以下「農道等」という。）に接する場合は、次のア及びイに適合するものとする。

ア 農道等は、国、県、市その他これらに準ずる公的機関が管理するもので、法第42条に規定する道路に到るまで連続して4メートル以上の幅員を有するものであること。

イ 敷地と農道等との関係、計画建築物の規模等については、次のすべてに適合するものであること。

(7) 敷地は農道等に2メートル以上接し、出入りについて人の通行に支障がないものであること。

(4) 計画建築物の立地等について、当該農道等の管理者から同意が得られていること。

(ウ) 計画建築物は、農道等を法第42条の道路とみなして法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するものであること。

(エ) 計画建築物は、延べ面積が200平方メートル以内（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）の一戸建ての住宅であること。

(オ) 計画建築物は、最高の高さが10メートル以下であること。

(2) 敷地が、省令第10条の3第1項第2号に該当する道に接する場合は、法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けることを原則とする。

附 則

この基準は、令和6年1月1日から施行する。